

## 4 障害のある者への配慮



4 障害のある者への配慮 4.1 障害のある者を対象とした特別の選考 4.1.1 実施有無、選考名、募集人員

区分 区市名	実施有無	選考名	募集人員			
			一般採用に含む	採用数明示	若干名	その他
01 北海道	○	障害者特別選考	○			
02 青森県	○	障害者特別選考	○			
03 岩手県	○	障がい配慮した選考	○			
04 宮城県	○	障害者特別選考	○		○	
05 秋田県	○	障害者特別選考	○			
06 山形県	○	障がい者特別選考		○ 約10名		
07 福島県	○		○			
08 茨城県	○	障害者を対象とした選考	○	○ 10名		
09 栃木県	○	障害のある方を対象とした選考		○ 20名		
10 群馬県	○	障害者特別選考				○ 5名程度
11 埼玉県	○	障害者特別選考			○	
12 千葉県	○	障害者特別枠				○ 約5名
13 東京都	○	障害に配慮した選考	○			
14 神奈川県	○	障がいのある人を対象とした特別選考	○			
15 新潟県	○	身体障害者特別選考		○ 8名		
16 富山県	○	特別選考 障害者			○	
17 石川県	○	特別選考区分Ⅰ 障害のある受験者を対象とした選考				○ 全ての受験区分で合わせて5人程度(採用見込数315人程度に含む)
18 福井県	○	身体障害者特別選考	○			
19 山梨県	○	身体に障害のある者を対象とした特別選考	○			
20 長野県	○	身体に障がいのある人を対象とした教員選考		○ 10名程度	○	
21 岐阜県	○	障がい者特別選考		○ 6名		
22 静岡県	○	障害者特別選考		○ 10名		
23 愛知県	○	障害者大学推薦特別選考	○			
24 三重県	○	障がい者を対象とした特別選考				○ 一般採用見込数に含み、約10名
25 滋賀県	○	障害者特別選考	○			
26 京都府	○	身体障害者特別選考			○	
27 大阪府	○	障がい者対象の選考	○	○ 30名		
28 兵庫県	○	身体障害者を対象とした特別選考	○			
29 奈良県	○	障害者特別選考	○			
30 和歌山県	○	障害のある人を対象とした選考			○	
31 鳥取県	○	身体に障がいのある者を対象とした選考		○ 6名		
32 島根県	○	障がいのある方を対象とした選考		○ 3名		
33 岡山県	○	体に障害のある者を対象とした選考			○	
34 広島県	○	障害のある者を対象とした特別選考				○ 全ての校種・職種を合わせて10人程度(採用見込人員の合計に含む。)
35 山口県	○	障害者を対象とした選考		○ 10名		
36 徳島県	○	身体に障がいのある者を対象とした選考	○			
37 香川県	○	特別選考Ⅱ	○			
38 愛媛県	○	障がい者特別選考		○ 10名		
39 高知県	○	障害のある人を対象とした選考		○ 4名		
40 福岡県	○	障がいのある人を対象とした特別選考			○	
41 佐賀県	○	身体障害者特別選考	○		○	
42 長崎県	○	障害者特別採用選考		○ 20名		
43 熊本県	○	障害のある者を対象とした特別選考		○ 8名		
44 大分県	○	特別選考Ⅰ(障がい者特別選考)		○ 8名		
45 宮崎県	○	障がいのある者を対象とした特別選考試験	○			
46 鹿児島県	○	障害者特別選考	○		○	
47 沖縄県	○	身体に障がいのある者を対象とした特別選考	○			

区分	実施有無	選考名	募集人員			
			一般採用に含む	採用数明示	若干名	その他
区市名						
48 札幌市	○	障がい者特別選考	○			
49 仙台市	○	障害者特別選考	○			
50 さいたま市	○	障害者特別選考	○			
51 千葉市	○	障害者特別枠				○ 約5名
52 横浜市	○	特別選考6(身体障害者特別選考)	○			
53 川崎市	○	特別選考V【障がい者特別選考】	○			
54 相模原市	○	障害者選考		○ 2名		
55 新潟市	○	特別選考I【障がい者特別選考】	○			
56 静岡市	○	障がい者を対象とした選考			○	
57 浜松市	○	障がい者に配慮した選考	○			
58 名古屋市	○	障害者特別選考試験	○	○ 10名		
59 京都市	○	障害者特別選考	○			
60 大阪市	○	障がい者対象選考		○ 約20名		
61 堺市	○	障害者対象選考	○			
62 神戸市	○	障害者特別選考			○	
63 岡山市	○	身体に障害のある者を対象とした選考			○	
64 広島市	○	障害のある者を対象とした特別選考				○ 全ての校種・職種を合わせて10人程度 (採用見込人員の合計に含む。)
65 北九州市	○	障害者特別選考	○			
66 福岡市	○	障がい者特別選考	○			
67 熊本市	○	障がいのある方を対象とした特別選考	○	○ 5名		
68 豊能地区	○	身体障害者対象の選考	○			
合計	68 (67)		36 (45)	20 (17)	13 (13)	7 (3)

- (注) 1 合計については、実施した区市の実数である。  
 2 ()内の数字は、前年度の数字である。  
 3 福島県は、一般選考、特別選考I・IIに示した受験資格のいずれかに該当し、「身体障害者手帳」等を所有する志願者の中で、合理的配慮の提供を必要とする方について、合理的配慮の提供を個別に決定。

4 障害のある者への配慮 4.1 障害のある者を対象とした特別の選考 4.1.2 受験資格、選考方法・内容

区分 県市名	受験資格			選考方法・内容
	身体障害者手帳の保有	自力通動・介助者不要	その他 ※	一定の場合に一部免除等の配慮
01 北海道	○			○ 申出により、障がいの種類や程度に応じた配慮をするとともに、必要に応じて適性検査及び実技検査の一部又は全部を免除する。
02 青森県	○			○ 障害の種類や程度により、必要に応じて配慮する。
03 岩手県	○		○	○ 障がいの程度に応じて、実技試験の一部を免除することがある。
04 宮城県			○ ○	
05 秋田県	○		○	○ ①障害の種類や程度に応じて、受験方法や施設面での配慮をするとともに、必要に応じて適性検査、実技検査等の一部若しくは全部を免除し、又はその内容を変更する。 ②特別支援学校教諭等(聴覚障害)の志願者は、第一次選考試験の特別支援教育専門と第二次選考試験の適性検査が免除される。
06 山形県	○		○	○ 原則として一般選考と同じに行うが、申し出により障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。
07 福島県	○		○	○ 障がいの状態やこれまで受けてきた支援内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定する。
08 茨城県	○		○	○ 障害の種類や程度に応じ、実技試験の全部又は一部を免除する。
09 栃木県			○ ○	
10 群馬県			○	○ 一般教養、教職に関する科目、実技試験の免除 専門科目試験において、障害の程度に応じて必要対応を行う
11 埼玉県			○	○ 1次試験免除。2次試験は、障害の程度に応じて配慮を行うとともに、必要に応じて試験の一部を免除又は内容を変更して実施する。
12 千葉県			○ ○	
13 東京都			○	○ 受験申込をした選考区分と同様の試験内容で、障害種別及び程度に応じた配慮をする。(例)視覚障害者：点字受験、拡大文字による受験の試験時間の延長等
14 神奈川県	○			○ 必要に応じて点字、拡大文字、手話通訳者の準備や会場の配慮をする。障害の種類や程度によって、実技試験の一部を免除し、代わりに他の試験を行うなどの対応を行う。選考にあたっては、一般選考と別に行う。
15 新潟県	○			○ 点字、拡大文字、手話、車椅子、口頭による試問等、必要に応じて対応するとともに、実技検査の実施内容・方法等について免除を含め配慮する。
16 富山県	○		○ ○	
17 石川県	○		○	○ 原則、一般選考の試験内容と同じとするが、申請により、障害の種類や程度に応じた配慮を行うとともに、必要に応じて実技試験等の一部又は全部を免除する。
18 福井県	○		○	
19 山梨県	○			○ 障害の状態に応じて、配慮した上で選考する。
20 長野県	○			○ 二次選考における体育実技、適性検査の一部を免除
21 岐阜県	○		○	
22 静岡県	○		○ ○	○ 希望者に対し、教職一般教養試験に代えて作文試験を実施
23 愛知県	○		○ ○	○ 第1次試験を免除し、さらに、障害の種類・程度に応じ、第2次試験の一部を変更し、又は免除する。
24 三重県			○	○ 原則として、選考方法・試験内容とも一般選考と同様。選考試験の実施にあたって、障がいの種類と程度に応じた試験項目の代替、免除等の措置を必要に応じて検討している。また、「障がい者を対象とした特別選考」以外の他の特別選考の申込資格を満たす場合は、該当する他の特別選考の試験項目により受験できる。
25 滋賀県			○	○ 一般教養・教職教養の免除 ・小論文に代えて課題作文 ・水泳実技を水泳実技指導に関する筆記試験に振り替えることができる。
26 京都府	○		○	
27 大阪府			○	○ 第1次選考の筆答テストを免除。 障がいの程度に応じて、実技テストの一部免除又は変更を行う。
28 兵庫県	○		○	
29 奈良県			○	○ 試験内容、日時、会場等は原則同じだが、選考にあたっては一般の受験者とは別に可否を判定する。ただし、障害の状況等により、試験の実施方法や内容を一部変更することがある。
30 和歌山県	○		○ ○	
31 鳥取県	○			○ 志願書に障がいの程度により技能・実技試験内容に受験できない項目がある旨の記載があった志願者については、障がいの程度に応じて技能・実技試験の一部若しくは全部について振替又は免除を行う。
32 島根県	○			○ 障がいの程度に応じて、試験の一部を免除する場合がある。
33 岡山県	○			○ 障害の程度に応じて配慮を行う。
34 広島県	○		○	○ 障害の程度に応じて実技試験の一部又は全ての免除を受けることができる。
35 山口県	○		○ ○	○ 受験上の配慮は障害の状態に等に応じて志願者と話し合いの上決定する。
36 徳島県	○			○ 右上肢に機能障害がある受審者に対し、希望に応じて、筆記試験の時間延長を行うとともに、音楽実技でピアノのかわりにキーボードを用いて試験を行う。音楽実技の視覚障がいの受審者に対し、希望に応じて、筆記試験は文字の拡大またはPC音声読み上げソフトの使用を許可し、試験時間を延長するとともに、必要に応じて介助のための職員を配置する。聴覚障がいの受審者に対し、手話通訳者をつける。など。
37 香川県	○		○ ○	
38 愛媛県	○		○	○ 受験資格があり、障がい者特別選考を願出た受験者に対し、事前面談を行い、配慮や免除についての要望を聴取し、それに応じて柔軟に対応している。
39 高知県	○		○	○ 特別選考としている。
40 福岡県			○ ○	
41 佐賀県	○			○ 第一次試験における一般・教職教養試験を免除する。第一次試験における他の専門試験や実技等及び第二次試験については、原則として一般選考と同様に行う。ただし、障害の種類や程度に応じて配慮し、必要に応じて選考試験の一部を免除又はその内容を変更して実施する。
42 長崎県			○	○ 視覚障害のある者に対し、本人の申請及び添付資料を踏まえ、ルーベ及び単眼鏡の使用を許可するとともに、試験問題・解答用紙を拡大して配付するなど。
43 熊本県	○		○	○ 第一次考査、第二次考査ともに各考査内容において設定された基準点以上であれば、合格とする。
44 大分県	○		○	○ 小学校教諭志望者に限って、願書の記載事項を審査の上、第2次試験の実技試験の一部又は全てを免除することがある。また、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。
45 宮崎県	○			○ 当該受験者の希望に対応。(点字による問題の提示等)
46 鹿児島県	○			○ 1次試験において教職教養を免除するとともに、審査の上、実技試験の免除等を行う場合もある。
47 沖縄県	○			○ 障がいの種類や程度に応じて試験時間の延長等の配慮を決定する。

区分 縣市名	受験資格				選考方法・内容 一定の場合に一部免除等の配慮
	身体障害者手帳の保有	自力通勤・介助者不要	その他 ※	一般選考試験と同様	
48 札幌市	○				○ 第1次検査及び第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施するが、申出により、障がいの種類や程度に応じた配慮をするとともに、必要に応じて適性検査及び実技検査の一部又はすべてを免除。
49 仙台市	○		○		○ 第1次選考筆記試験2【教養】に替えて個人面接を実施
50 さいたま市	○				○ 第1次試験の筆頭試験について、「一般教養及び教職教養」を免除
51 千葉市			○	○	
52 横浜市	○			○	
53 川崎市			○	○	
54 相模原市	○				別の特別選考の要件に該当する場合は、第1次試験の一部または全部を免除する。 ○ また、点字による出題、点字タイプライターや点字器の使用、問題及び解答用紙の拡大、拡大鏡等の視覚補助具の使用、補聴器等の聴覚補助用具の使用等必要であれば配慮を行う。
55 新潟市	○				○ 障がいの種類や程度に応じて、検査の一部を変更又は免除。また、別室での受検等の対応。
56 静岡市			○	○	
57 浜松市			○		○ 受検者と相談し必要な合理的配慮の実施
58 名古屋市			○		○ 1次試験は専門試験、小論文、2次試験は個人面接を行う。 ○ 障害の種類や程度に応じた配慮。
59 京都市	○		○		○ 障害の程度に応じて、文字・用紙の拡大、試験時間の延長、書面等での指示、受験会場・席等の配慮を可能な範囲で行う。
60 大阪市			○		○ 試験前に電話連絡等を実施し、各試験において必要な配慮を行う。
61 堺市			○		○ 実技試験等が困難である場合は相談に応じる。
62 神戸市	○		○		○ 申し出がある場合に限り、障害の状況に応じて、実技試験の一部または全ての免除を行う。
63 岡山市	○				○ 試験内容は一般試験と同様だが、それぞれの障害の程度・種類に応じた受験上の配慮を行う。
64 広島市	○		○		○ 障害の程度に応じて実技試験の一部又は全ての免除を受けることができる。
65 北九州市	○			○	
66 福岡市	○				○ 一次試験(筆記試験)における特別選考…教職教養及び一般教養のいずれも「不可とする基準」に該当しない者を、一次試験合格者とした。
67 熊本市			○		○ 障がいの種類や程度に応じて、点字、拡大文字、手話通訳等の受験上の配慮を行う。
68 豊能地区	○			○	
合計	48 (63)	0 (34)	40 (20)	17 (19)	51 (51)

(注) 1 合計については、実施した区市の実数である。  
2 ( )内の数字は、前年度の数値である。

※ 「その他」の具体例  
 指定医による身体障害の診断を受けている者  
 身体障害者手帳(1～6級)、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けた人  
 身体障害者手帳の交付を受け、教員としての職務の遂行が可能なる  
 障害の程度が1級から6級までの方

4 障害のある者への配慮 4.2 試験時における障害のある者への配慮 4.2.1 障害のある者への配慮の周知方法

区分 縣市名	配慮の周知方法				
	募集要項等	パンフレット	ホームページ	受験説明会	その他※
01 北海道	○	○	○	○	
02 青森県	○		○	○	
03 岩手県	○	○	○	○	
04 宮城県	○	○	○	○	
05 秋田県	○		○		
06 山形県	○		○	○	
07 福島県	○		○		○
08 茨城県	○	○		○	
09 栃木県	○	○	○	○	
10 群馬県	○		○		
11 埼玉県	○	○	○	○	
12 千葉県	○	○	○	○	
13 東京都	○	○	○	○	
14 神奈川県	○		○	○	
15 新潟県	○		○	○	
16 富山県	○		○	○	
17 石川県	○		○	○	○
18 福井県	○			○	
19 山梨県	○		○		
20 長野県	○		○	○	
21 岐阜県	○		○	○	
22 静岡県	○	○	○	○	○
23 愛知県	○	○	○	○	
24 三重県	○		○	○	○
25 滋賀県	○		○	○	○
26 京都府	○				
27 大阪府	○				○
28 兵庫県	○			○	
29 奈良県	○		○	○	
30 和歌山県	○		○	○	
31 鳥取県	○		○	○	
32 島根県	○	○	○	○	
33 岡山県	○		○	○	
34 広島県	○	○	○	○	
35 山口県	○	○	○	○	○
36 徳島県	○		○	○	
37 香川県	○		○	○	
38 愛媛県	○				○
39 高知県	○				
40 福岡県	○	○	○		
41 佐賀県	○				
42 長崎県	○		○	○	
43 熊本県	○	○	○	○	
44 大分県	○	○	○	○	○
45 宮崎県	○	○	○	○	
46 鹿児島県	○		○	○	
47 沖縄県	○			○	

区分 区市名	配慮の周知方法				
	募集要項等	パンフレット	ホームページ	受験説明会	その他※
48 札幌市	○		○	○	
49 仙台市	○		○	○	
50 さいたま市	○		○	○	
51 千葉市	○	○	○	○	
52 横浜市	○		○	○	
53 川崎市	○				○
54 相模原市	○		○	○	
55 新潟市	○	○	○	○	
56 静岡市	○	○		○	
57 浜松市	○			○	○
58 名古屋市	○		○	○	
59 京都市	○	○	○	○	
60 大阪市	○			○	
61 堺市	○			○	○
62 神戸市	○			○	
63 岡山市	○		○	○	
64 広島市	○	○	○	○	
65 北九州市	○				
66 福岡市	○				
67 熊本市	○		○	○	
68 豊能地区	○		○	○	
合 計	68 (68)	22 (23)	51 (52)	55 (52)	12 (11)

(注) ()内は前年度の数値である。

※ その他の周知方法例

- ・ 募集リーフレットに記載
- ・ 出願後に、配慮を行う旨を口頭（聴覚障害者にはFAX）で周知
- ・ 採用担当者が電話連絡し、配慮等について確認
- ・ ラジオ等での広報、大学訪問時の説明、全国の地域障害者職業センターに要項を送付し、利用者への周知を依頼
- ・ 点字版要項の作成
- ・ 出願画面に「受験に際し配慮を希望する内容」欄を設置
- ・ 県身体障害者連合会（を通して県内障害者団体）や県内労働局、ハローワークに実施要項、パンフレット、ポスターを配付し協力を依頼。
- ・ 障害者福祉団体に志願要項を送付し、それぞれのネットワークを活用した周知を依頼
- ・ 受験案内に記載し、パンフレットに差込、HPからDL可能、説明会で配布等



区分	実施の有無	点字受験	文字・用紙の拡大	ライトの使用	拡大鏡の使用	試験時間の延長	点字補助員配置	介添者配置	ワープロ等使用	音声回答	別室受験	受験者の希望に対応	その他(※)
01 北海道	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
02 青森県	○											○	
03 岩手県	○		○		○	○					○	○	
04 宮城県	○	○	○		○	○					○	○	
05 秋田県	○		○		○	○		○	○		○	○	○
06 山形県	○	○										○	
07 福島県	○		○		○							○	
08 茨城県	○		○	○	○	○					○	○	
09 栃木県	○	○	○		○	○			○		○	○	
10 群馬県	○		○	○	○	○		○			○		
11 埼玉県	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
14 神奈川県	○	○	○		○	○			○		○	○	
15 新潟県	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	
16 富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
17 石川県	○	○	○		○	○			○	○	○	○	
18 福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19 山梨県	○												○
20 長野県	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
21 岐阜県	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○
22 静岡県													
23 愛知県	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
24 三重県	○	○	○	○	○	○			○		○	○	
25 滋賀県	○											○	
26 京都府	○	○	○		○	○					○		○
27 大阪府	○	○	○	○	○	○					○	○	
28 兵庫県	○	○	○	○	○	○		○			○	○	
29 奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30 和歌山県	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○
31 鳥取県	○	○	○		○	○						○	
32 島根県	○	○	○		○	○					○	○	
33 岡山県	○		○		○	○					○	○	
34 広島県	○	○	○		○	○		○	○		○		
35 山口県	○												○
36 徳島県	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	
37 香川県	○		○		○	○		○			○	○	
38 愛媛県	○	○	○		○	○					○	○	
39 高知県	○											○	
40 福岡県	○	○	○		○	○			○		○	○	
41 佐賀県	○											○	
42 長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
43 熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
44 大分県	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○
45 宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
46 鹿児島県	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	
47 沖縄県	○	○	○		○	○		○			○	○	

【令和2年度（令和元年度実施）公立学校教員採用選考試験】

区分	実施の有無	点字受験	文字・用紙の拡大	ライトの使用	拡大鏡の使用	試験時間の延長	点字補助員配置	介添者配置	ワープロ等使用	音声回答	別室受験	受験者の希望に対応	その他（※）
区市名													
48 札幌市	○	○	○		○	○			○		○	○	
49 仙台市	○	○			○	○						○	
50 さいたま市	○	○	○		○	○	○				○	○	
51 千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
52 横浜市	○	○	○		○	○		○			○	○	
53 川崎市	○	○	○			○					○	○	
54 相模原市	○	○	○		○	○	○				○	○	
55 新潟市	○										○		○
56 静岡市	○											○	
57 浜松市	○											○	
58 名古屋市	○	○			○	○		○			○	○	
59 京都市	○											○	
60 大阪市	○	○	○	○	○						○	○	
61 堺市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
62 神戸市	○	○	○	○	○	○		○			○	○	
63 岡山市	○		○		○	○					○	○	
64 広島市	○	○	○		○	○		○	○		○		
65 北九州市	○		○	○	○							○	
66 福岡市	○	○	○	○	○		○	○			○	○	
67 熊本市	○											○	
68 豊能地区	○	○	○		○	○					○	○	
合計	67 (67)	47 (47)	53 (54)	25 (22)	54 (54)	51 (52)	16 (15)	28 (29)	24 (26)	13 (14)	52 (52)	59 (61)	9 (9)

(注) ( )内は前年度の数値である。

※ その他の配慮方法例

- ・ 拡大読書器の使用(持込可)、音声出題(DAISY-CD)
- ・ 出願時に配慮事項について確認をして対応
- ・ 試験問題の音声読み上げ(パソコンによる音声読み上げソフトを使用)
- ・ 志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定
- ・ 障害の程度に応じた受験上の配慮

区分	実施の有無	手話通訳	補聴器使用	要約筆記	書面・筆談による指示	介添員配置	前列・希望する席に配置	ハンドマイク使用	別室受験	受験者の希望に対応	その他(※)
区市名											
01 北海道	○	○	○		○		○		○	○	
02 青森県	○									○	
03 岩手県	○	○			○		○			○	
04 宮城県	○	○	○	○	○		○		○	○	
05 秋田県	○	○			○					○	
06 山形県	○	○	○				○			○	
07 福島県	○	○	○				○		○	○	
08 茨城県	○	○	○		○		○			○	
09 栃木県	○	○	○		○	○	○		○	○	
10 群馬県	○	○	○		○	○	○	○	○		
11 埼玉県	○	○	○		○	○	○		○	○	
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13 東京都	○	○	○	○	○		○		○	○	
14 神奈川県	○	○	○	○	○		○		○	○	
15 新潟県	○	○	○		○	○	○		○	○	
16 富山県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
17 石川県	○	○		○	○	○	○		○	○	○
18 福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19 山梨県	○			○	○	○				○	
20 長野県	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
21 岐阜県	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
22 静岡県	○		○		○		○			○	
23 愛知県	○	○	○	○	○		○			○	
24 三重県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
25 滋賀県	○									○	
26 京都府	○	○	○		○		○			○	
27 大阪府	○	○	○	○	○		○			○	
28 兵庫県	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
29 奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30 和歌山県	○	○	○		○	○	○			○	
31 鳥取県	○	○	○	○			○			○	
32 島根県	○		○		○		○		○	○	
33 岡山県	○		○		○				○	○	
34 広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
35 山口県	○										○
36 徳島県	○	○	○		○	○	○		○	○	
37 香川県	○	○	○		○		○			○	
38 愛媛県	○	○	○		○		○		○	○	
39 高知県	○									○	
40 福岡県	○	○	○	○	○		○		○	○	
41 佐賀県	○									○	
42 長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
43 熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
44 大分県	○	○			○				○	○	
45 宮崎県	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
46 鹿児島県	○		○				○			○	
47 沖縄県	○	○	○	○	○	○	○			○	

【令和2年度（令和元年度実施）公立学校教員採用選考試験】

区分	実施の有無	手話通訳	補聴器使用	要約筆記	書面・筆談による指示	介添員配置	前列・希望する席に配置	ハンドマイク使用	別室受験	受験者の希望に対応	その他（※）
縣市名											
48 札幌市	○	○	○		○		○		○	○	
49 仙台市	○	○	○		○		○			○	
50 さいたま市	○	○					○		○	○	
51 千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
52 横浜市	○	○	○		○		○		○	○	
53 川崎市	○	○	○							○	
54 相模原市	○	○	○	○	○		○		○	○	
55 新潟市	○								○		○
56 静岡市	○									○	
57 浜松市	○									○	
58 名古屋市	○				○	○	○		○	○	
59 京都市	○									○	
60 大阪市	○	○	○	○	○		○		○	○	
61 堺市	○	○	○		○		○		○	○	
62 神戸市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
63 岡山市	○		○		○				○	○	
64 広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
65 北九州市	○		○				○				
66 福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
67 熊本市	○									○	
68 豊能地区	○	○	○		○		○		○	○	
合計	68 (68)	50 (52)	51 (51)	27 (27)	51 (52)	25 (26)	52 (53)	12 (12)	42 (44)	62 (61)	4 (4)

(注) ( )内は前年度の数値である。

※ その他の配慮方法例

- ・ 出願後に、配慮を行う旨を口頭(聴覚障害者にはFAX)で周知
- ・ 英語リスニング試験において、スライド表示に代替
- ・ 志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定
- ・ 障害の程度に応じた受験上の配慮

区分	実施の有無	試験時間の延長	解答方法の変更	ワープロ等使用	用紙拡大	別室受験	試験会場・机等の配慮	受験者の希望に対応	その他(※)
県市名									
01 北海道	○	○	○		○	○	○	○	
02 青森県	○							○	
03 岩手県	○						○	○	
04 宮城県	○	○			○	○	○	○	
05 秋田県	○							○	
06 山形県	○						○	○	
07 福島県	○	○					○	○	
08 茨城県	○					○		○	
09 栃木県	○					○	○	○	
10 群馬県	○	○			○	○	○		
11 埼玉県	○	○	○		○	○	○	○	
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	
14 神奈川県	○	○	○		○	○	○	○	
15 新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	
16 富山県	○	○		○	○	○	○	○	
17 石川県	○						○		○
18 福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	
19 山梨県	○								○
20 長野県	○	○			○	○		○	
21 岐阜県	○					○	○	○	○
22 静岡県									
23 愛知県	○	○			○	○	○	○	○
24 三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	
25 滋賀県	○							○	
26 京都府	○						○	○	
27 大阪府	○	○	○		○	○	○	○	
28 兵庫県	○	○	○		○	○	○	○	
29 奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	
30 和歌山県	○					○	○	○	
31 鳥取県	○						○	○	
32 島根県	○	○			○	○	○	○	
33 岡山県	○	○			○			○	
34 広島県	○	○	○	○	○	○	○		
35 山口県	○								○
36 徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	
37 香川県	○						○	○	
38 愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	
39 高知県	○							○	
40 福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41 佐賀県	○							○	
42 長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	
43 熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	
44 大分県	○					○	○	○	
45 宮崎県	○	○			○	○	○	○	
46 鹿児島県	○					○	○	○	
47 沖縄県	○	○			○	○	○	○	

【令和2年度（令和元年度実施）公立学校教員採用選考試験】

区分	実施の有無	試験時間の延長	解答方法の変更	ワープロ等使用	用紙拡大	別室受験	試験会場・机等の配慮	受験者の希望に対応	その他（※）
区市名									
48 札幌市	○				○	○	○		
49 仙台市	○						○	○	
50 さいたま市	○					○	○	○	
51 千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	
52 横浜市	○						○	○	
53 川崎市	○	○			○	○	○	○	
54 相模原市	○	○			○	○	○	○	
55 新潟市	○					○			○
56 静岡市	○							○	
57 浜松市	○							○	
58 名古屋市	○					○		○	
59 京都市	○							○	
60 大阪市	○				○	○	○	○	
61 堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	
62 神戸市	○	○			○	○	○	○	
63 岡山市	○							○	
64 広島市	○	○	○	○	○	○	○		
65 北九州市	○						○	○	
66 福岡市	○				○	○	○	○	
67 熊本市	○							○	
68 豊能地区	○	○			○	○	○	○	
合計	67 (67)	34 (33)	20 (19)	16 (17)	36 (36)	44 (44)	50 (55)	59 (58)	7 (8)

(注) ( )内は前年度の数値である。

※ その他の配慮方法例

- ・ 試験会場を可能な限り、出入口に近い場所に配置
- ・ 車椅子の使用についての配慮
- ・ 志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定
- ・ 介添員の配置
- ・ 障害の程度に応じた受験上の配慮

4 障害のある者への配慮 4.2 試験時における障害のある者への配慮 4.2.3 実技試験・面接試験時の配慮

県市名	実施の有無	実技	面接
01 北海道	○	手話通訳者や補助員を配置するなど	手話通訳者や補助員を配置するとともに、検査員の発言が聞き取りやすいような配慮など
02 青森県	○	受験者の希望に対応	受験者の希望に対応
03 岩手県	○	受験者の身体状況に応じて配慮を決定。	受験者の身体状況に応じて配慮を決定。
04 宮城県	○	障害の種類や程度に応じて試験時間を延長する。また、実技試験を免除する。	障害の種類や程度に応じて配慮事項を決定する。
05 秋田県	○	障害の種類や程度に応じて、受験方法や施設面での配慮をする。	障害の種類や程度に応じて、受験方法や施設面での配慮をする。
06 山形県	○		・集団討議において、面接委員から同じグループの他の受験者に対し、大きな声ではっきりと話すように依頼した。また、他の受験者の声を聞き取りやすくなるように座席の位置を配慮した。 ・集団討議において、受験者が読み取れるように、テーマ用紙を拡大文字で反転させた。他の受験者に対しては、問題の内容は全く同じ者であることを伝えた。 ・個人面接において、補聴器の使用を認め、面接委員にはFMマイクを使用してもらうように依頼した。
07 福島県	○	手話通訳者の配置、介助員の配置、スタート合図に旗を併用、FM補聴器の利用	手話通訳者の配置、FM補聴器の利用
08 茨城県	○	志願書に記載されている「配慮事項」の要望をもとに、事前の電話打ち合わせにより、試験の配慮内容、会場移動等に係る安全確保への配慮内容等について、本人と複数回相談する。	
09 栃木県	○	受験者の希望に対応。	聴覚障害のある者…集団面接を個人面接に変更。
10 群馬県	○		面接用の配布資料拡大
11 埼玉県	○	障害の程度に応じて受験者の希望に対応	聴覚障害者：手話通訳・時間延長、視覚障害者：集団討論事前説明・討論題の用紙拡大又は点訳 など
12 千葉県	○	聴覚に障害のある者に対し、手話通訳者を配置した。	聴覚に障害のある者に対し、手話通訳者を配置した。また、受験者の希望により筆談の配慮を行った。
13 東京都	○	手話通訳者、要約筆記者、誘導員の配置	手話通訳者、要約筆記者、誘導員の配置
14 神奈川県	○	視覚障害者については誘導を、聴覚障害者については必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置する。	視覚障害者については誘導を、聴覚障害者については必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置する。
15 新潟県	○	一部又は全部の免除等	手話通訳者の配置、筆記による回答等
16 富山県	○	聴覚障害者の体育実技および水泳実技では、受検上の諸注意を画面で示し、検査の開始を監督者が手旗を大きく上げ下げする動作で合図する。	聴覚障害者の集団面接では、受検上の諸注意を画面で示し、手話通訳者2名を同席させた。個人面接では、手話通訳者1名を同席させる。
17 石川県	○	受験者の希望に対応。	聴覚障害者の面接試験は、手話通訳者を配置し、時間も延長して実施。
18 福井県	○	受験者の要望に対応	聴覚障害の受験者に対して、手話通訳の配慮を行った。 視覚障害の受験者に対して、介助員の手引きによる面接会場での誘導を行った。
19 山梨県	○	過去においては、聴覚に障害がある受験生に対しては、実技検査が含まれていない受験種別を受検したため実技の配慮はなし。また、身体に障害がある受験生(小学校受検)に対しては、水泳実技を免除した。	聴覚に障害がある受験生に対しては、集団討議において要約筆記者を配置し、個人面接では手話通訳者を配置した。
20 長野県	○	受験者本人と事前に相談の上、実技等を配慮する。(例：希望により手話通訳者、介助者を配置する。実技の全部、一部を免除する。専任の担当者を付ける。)	聴覚障がいのある者に対して、希望により手話通訳者を配置する。 視覚障がいのある者に対して、希望により点字による場面提示や専任担当者を配置する。
21 岐阜県	○	受験者の障がいの様子や試験内容から、事前に配慮事項を明らかにして、本人に通知し安心感をもたせている。実技試験の内容については、一般選考受験者と同じ内容を行うことを原則とする。	面接試験の実施時間や検査会場での配慮。
22 静岡県	○	障害者選考の受験者は障害の程度に応じて受検上の配慮をする。具体的な選考の実施方法や受検上の配慮事項は提出された書類の内容を踏まえて検討し、志願者本人に連絡して決定する。	面接時間の延長、手話通訳
23 愛知県	○	視覚障害者に対して、問題の拡大、点字受験、時間延長などを実施している。 聴覚障害者に対して、手話通訳を介して指示を伝えている。	視覚障害者に対して、受験会場内で付き添いや案内を行っている。 聴覚障害者に対して、口述試験(面接)を手話通訳により実施している。 肢体不自由者に対して、動線等を考慮して座席を配置している。
24 三重県	○	受験者の希望に対応	受験者の希望に対応
25 滋賀県	○	志願書に「配慮事項」欄を設け、障害者特別選考受験者およびその他の受験者が配慮を希望する場合は連絡を取り、個別に対応している。	志願書に「配慮事項」欄を設け、障害者特別選考受験者およびその他の受験者が配慮を希望する場合は連絡を取り、個別に対応している。
26 京都府	○	受験者から聞き取った内容について、検討し配慮する。	聴覚障害の受験者対応 ・手話通訳の配置 ・面接会場の椅子の位置を変更(面接官との距離を縮める) ・口頭説明事項をメモで説明
27 大阪府	○	受験者から配慮希望について聞き取りを行い、個々の事情に応じて配慮を実施。	手話通訳者、筆談者の配置。 受験者から配慮希望について聞き取りを行い、個々の事情に応じて配慮を実施。
28 兵庫県	○	移動の少ない控え室による対応など、受験者の希望に応じて配慮	手話通訳者による対応など(その他実技試験と同様)
29 奈良県	○	実技実施時に、受験者が希望する安全配慮上の補助員を配置した。 その他にも、受験者が希望する配慮事項についてはできる限り対応する方針である。	討議課題指示用紙を拡大して配布した。 その他にも、受験者が希望する配慮事項についてはできる限り対応する方針である。
30 和歌山県	○	体育等の実技が不可能な場合は、口頭試問に代えて実施可能。 希望に応じて、待機場所から検査会場への往来等の移動時には介助員が誘導し、安全を確保する。	希望に応じて、待機場所から検査会場への往来等の移動時には介助員が誘導し、安全を確保する。

県市名	実施の有無	実技	面接
31 鳥取県	○	聴覚障がいのある者の申告に基づき、技能・実技試験を一部免除、書面による指示	要約筆記、手話通訳
32 島根県	○	受験者の希望する具体的な配慮事項を事前に聞き、障がいの程度に応じて試験内容の一部免除及び受験方法について配慮する。	受験者の希望する具体的な配慮事項を事前に聞き、障がいの程度に応じて試験内容の軽減及び面接時間や方法について配慮する。
33 岡山県	○		個人面接、模擬授業・口頭試問については、口語と筆談により実施。集団面接は、手話通訳をつけて実施したことがある。
34 広島県	○	点字資料の利用。介添員配置。	手話通訳者の配置。面接時間延長。要約筆記者の配置。筆談ボード利用。
35 山口県	○	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能な配慮の内容を決定する。	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能な配慮の内容を決定する。
36 徳島県	○	受験者の希望に応じて、可能な配慮をする。	受験者の希望に応じて、可能な配慮をする。
37 香川県	○	障害の内容や程度に応じて、受験教室等を配慮する。	【聴覚障がいのある者】：手話通訳を配置した。
38 愛媛県	○	事前面談を行い、配慮や免除についての要望を聴取し、それに応じて個別に柔軟に対応する。	事前面談を行い、配慮や免除についての要望を聴取し、それに応じて個別に柔軟に対応する。
39 高知県	○	受験者の希望に対応	受験者の希望に対応
40 福岡県	○	聴覚障がいのある者：手話通訳者を配置する。要約筆記を行う。試験時間の延長を行う。誘導を行う。	視覚障がいのある者：誘導を行う。遮光眼鏡の装着を許可する。 聴覚障がいのある者：手話通訳者を配置する。 肢体不自由の者：介添員を配置する。
41 佐賀県	○	受験者の希望に対応	受験者の希望に対応
42 長崎県	○	受験者の障害の程度や希望に応じて配慮する。	受験者の障害の程度や希望に応じて配慮する。
43 熊本県	○	受考者本人がどのような配慮を望んでいるかを把握し、検討したうえで、障害の種類や程度に応じた配慮を行う。	受考者本人がどのような配慮を望んでいるかを把握し、検討したうえで、障害の種類や程度に応じた配慮を行う。
44 大分県	○	小学校教諭志望者に限って、願書の記載事項を審査の上、第2次試験の実技試験の一部又は全てを免除することがある。	受験者の希望に応じて可能な配慮をする。
45 宮崎県	○	肢体不自由者は、水泳実技を免除するなど、受験者との相談の上、配慮の内容を決定する。	視覚障害者は、点字による問題提示をするなど、受験者との相談の上、配慮の内容を決定する。
46 鹿児島県	○	本人からの申請書の内容に応じて適切に対応している。	本人からの申請書の内容に応じて適切に対応している。
47 沖縄県	○	受験者の希望に対応	・聴覚障がいのある受験者に対しては、面接時の手話通訳者の配置、書面・筆談による注意事項伝達、試験時間の延長等の配慮 ・視覚障がいのある受験者に対しては、試験会場内における介添員の常時配置
48 札幌市	○	手話通訳者や補助員を配置するなど。	手話通訳者や補助員を配置するとともに、検査員等の発言が聞き取りやすいような席の配置など。
49 仙台市	○	受験者の希望に対応	受験者の希望に対応
50 さいたま市	○	障害の種類や程度に応じ受験上の配慮を行う。	障害の種類や程度に応じ受験上の配慮を行う。
51 千葉市	○	聴覚に障害のある者に対し、手話通訳者を配置した。	聴覚に障害のある者に対し、手話通訳者を配置した。また、受験者の希望により筆談の配慮を行った。
52 横浜市	○	障害の内容・程度と本人の申出内容をもとに、試験の公平性を担保した上で、具体的な配慮を決定している	障害の内容・程度と本人の申出内容をもとに、試験の公平性を担保した上で、具体的な配慮を決定している
53 川崎市	○	受験者の希望に対応	受験者の希望に対応
54 相模原市	○	事前に相談を受け、障害の程度に応じて具体的配慮を決定	事前に相談を受け、障害の程度に応じて具体的配慮を決定
55 新潟市	○	検査の事前に個々に相談し、対応する。	検査の事前に個々に相談し、対応する。
56 静岡市	○	障がいの程度に応じて、配慮する。	障がいの程度に応じて、配慮する。
57 浜松市	○	受験者の希望に可能な限り対応 【肢体不自由のある者】：併願の小学校水泳実技の免除を認めた	受験者の希望に可能な限り対応 面接時間、順番の配慮 面接時の椅子の位置の配慮、筆談など
58 名古屋市	○	受験者の希望に対応	受験者の希望に対応
59 京都市	○	事前に受験者に対して聞き取りを行ったうえで、受験者の障害の程度や希望に応じて配慮する	事前に受験者に対して聞き取りを行ったうえで、受験者の障害の程度や希望に応じて配慮する
60 大阪市	○	面談や電話相談により、実技試験の方法を決める。	聴覚障がい者には、手話通訳をつける。
61 堺市	○	障害の程度に応じて試験の一部を免除又は振替を行う場合がある。	障害の程度に応じて個別に必要な配慮をする。
62 神戸市	○	受験者の希望に応じ、可能な範囲で配慮する。	受験者の希望に応じ、可能な範囲で配慮する。
63 岡山市	○	それぞれの障害の程度・種類に応じた受験上の配慮を行う。	それぞれの障害の程度・種類に応じた受験上の配慮を行う。
64 広島市	○	点字資料の利用。介添員配置。	手話通訳者の配置。面接時間延長。要約筆記者の配置。筆談ボード利用。
65 北九州市	○	受験者の障害の内容・程度により個別に対応	受験者の障害の内容・程度により個別に対応
66 福岡市	○	障害の種類や程度に応じた配慮を行う。	【聴覚障がいのある者】：補聴器の使用を認め、評定員は大きな声で話すようにした。
67 熊本市	○	受験者の障がいの程度や希望に応じて配慮する。	受験者の障がいの程度や希望に応じて配慮する。
68 豊能地区	○	体育実技において、水泳を受験できない旨を申し出てきた者（肢体不自由など）に対して、面接へ振替等を行う。	受験者の希望に対応し、手話通訳の配置等を行う。
合計	68 (68)		

(注) ( )内は前年度の数値である。



県市名	実施の有無	筆記試験・実技試験・面接試験以外
01 北海道	○	受検者の希望に応じて可能な配慮をする。
02 青森県	○	受検者の希望に対応
03 岩手県	○	受検者の身体状況に応じて配慮を決定。
04 宮城県	○	具体的な配慮方法等については、担当者が受検者と直接相談の上決定する。
05 秋田県	○	障害の種類や程度に応じて、受験方法や施設面での配慮をする
06 山形県	○	受検者の要望に対応している。
07 福島県	○	障がいの状態やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定する。
08 茨城県	○	事前の電話打ち合わせにより、試験会場への自家用車の乗り入れなど、移動等における安全確保への配慮内容等について本人と相談する。
09 栃木県	○	受検者の希望に対応。
10 群馬県	○	適性検査の用紙拡大 小論文受験時間の延長
11 埼玉県	○	障害の程度に応じて受検者の希望に対応
12 千葉県	○	肢体不自由者のために、会場駐車場の確保
13 東京都	○	手話通訳者、要約筆記者、誘導員の配置
14 神奈川県	○	視覚障害者については、誘導を配置する。
15 新潟県	○	メールによる連絡、検査会場・期日の変更等の連絡、自家用車の検査会場への乗り入れ許可、エレベーター使用許可
16 富山県	○	受検者の要望に応じて、可能な配慮を行う。
17 石川県	○	受検者の希望に対応。
18 福井県	○	盲学校の教員から「手引き」について指導を受けた介助員が、視覚障害の受検者に対する試験会場での支援を行った。
19 山梨県	○	検査会場内では、検査中以外(控室)にも補助者が横についた。
20 長野県	○	受付の段階から手話通訳者、専任担当者を付ける等の対応をする。
21 岐阜県	○	必要に応じて介助員をつけるなど、安心して受験できるように、また、障がいによって不利にならないように配慮。
22 静岡県	○	障害者選考の受検者は障害の程度に応じて受験上の配慮をする。具体的な選考の実施方法や受験上の配慮事項は提出された書類の内容を踏まえて検討し、志願者本人に連絡して決定する。
23 愛知県	○	受検者と電話等で配慮事項の確認をする。
24 三重県	○	受検者の希望に対応
25 滋賀県	○	志願書に「配慮事項」欄を設け、障害者特別選考受検者およびその他の受検者が配慮を希望する場合は連絡を取り、個別に対応している。
26 京都府	○	視覚障害の受検者対応(筆記・面接試験会場にて) ・会場教室までの手引き誘導 ・帰路手引き誘導
27 大阪府	○	試験会場内の誘導等、個々の事情に応じて配慮を実施。
28 兵庫県	○	対応する担当者を配置し、試験会場入り口付近から誘導及び別室にて個別対応など
29 奈良県	○	試験会場まで利用する交通手段の配慮を行った。 試験当日までに事前打ち合わせを実施し、受検者が希望する配慮事項の詳細な把握に努め、できる限り対応する方針である。
30 和歌山県	○	障害の種類や程度に応じた配慮を行う。
31 鳥取県	○	全体説明の場でも、要約筆記、手話通訳による配慮を行う。
32 島根県	○	試験会場を1階にしたり、トイレや保健室の近くにしたりするなど、受検者の希望に応じて適切に対応する。
33 岡山県	○	視覚障害のある者については、掲示物を目の高さ以下に掲示し、試験室までの案内を行った。 グループワークにおいて、歩行に困難がある者に対して、他の者に先行して試験室へ誘導した。
34 広島県	○	手話通訳者の配置。筆談ボード利用。パソコン利用(音声読み上げ等)。試験時間延長。拡大鏡の利用。iPadによる文字拡大等。音声点字携帯情報端末利用。触読式時計利用。点字盤利用。
35 山口県	○	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。
36 徳島県	○	受検者の希望に応じて、可能な配慮をする。
37 香川県	○	障害の内容や程度に応じて、受験教室等を配慮する。
38 愛媛県	○	事前面談を行い、配慮や免除についての要望を聴取し、それに応じて個別に柔軟に対応する。
39 高知県	○	受検者の希望に対応
40 福岡県	○	視覚障がいのある者:適性検査において、問題用紙の拡大、介添員を配置しての回答の補助を行う。 聴覚障がいのある者:適性検査において、介添員を配置し、筆談や合図による回答の補助を行う。 肢体不自由の者:模擬授業において、パソコン等の持ち込みを認める。
41 佐賀県	○	受検者の希望に対応
42 長崎県	○	受検者の障害の程度や希望に応じて配慮する。
43 熊本県	○	受検者本人がどのような配慮を望んでいるかを把握し、検討したうえで、障害の種類や程度に応じた配慮を行う。
44 大分県	○	受検者の希望に応じて可能な配慮をする。
45 宮崎県	○	視覚障害者は、受験に際しての注意事項等を点字で提示するなど、受検者との相談の上、配慮の内容を決定する。
46 鹿児島県	○	本人からの申請書の内容に応じて適切に対応している。
47 沖縄県	○	事前に、受検者本人と配慮事項の調整、確認

【令和2年度（令和元年度実施）公立学校教員採用選考試験】

縣市名	実施の有無	筆記試験・実技試験・面接試験以外
48 札幌市	○	受験者の希望に応じて可能な配慮をする。
49 仙台市	○	受験者の希望に対応
50 さいたま市	○	障害の種類や程度に応じ受験上の配慮を行う。
51 千葉市	○	肢体不自由者のために、会場駐車場の確保
52 横浜市	○	障害の内容・程度と本人の申出内容をもとに、試験の公平性を担保した上で、具体的な配慮を決定している
53 川崎市	○	受験者の希望に対応
54 相模原市	○	事前に相談を受け、障害の程度に応じて具体的配慮を決定
55 新潟市	○	検査の事前に個々に相談し、対応する。
56 静岡市	○	障がいの程度に応じて、配慮する。
57 浜松市	○	障がいの程度に応じて、個別に対応する。 試験内容の説明においては、説明者のすぐ近くの座席にする。 事前に説明者に伝達し、伝達方法を工夫するとともに、理解の度合いを確認しながら進める。 使用教室の配慮、使用可能なトイレの確認
58 名古屋市	○	受験者の希望に対応
59 京都市	○	事前に受験者に対して聞き取りを行ったうえで、受験者の障害の程度や希望に応じて配慮する
60 大阪市	○	受験者から聞き取った内容に応じて、適切な配慮を行う。
61 堺市	○	事前に電話等で配慮を要する内容を聞き取り、受験者の要望に応える。
62 神戸市	○	受験者の希望に応じ、可能な範囲で配慮する。
63 岡山市	○	それぞれの障害の程度・種類に応じた受験上の配慮を行う。
64 広島市	○	手話通訳の配置。筆談ボード利用。パソコン利用（音声読み上げ等）。試験時間延長。拡大鏡の利用。 iPadによる文字拡大等。音声点字携帯情報端末利用。解読式時計利用。点字盤利用。
65 北九州市	○	筆記試験において、文字・用紙の拡大を実施。
66 福岡市	○	障害の種類や程度に応じた配慮を行う。
67 熊本市	○	受験者の障がいの程度や希望に応じて配慮する。
68 豊能地区	○	障害の種類や程度に応じた配慮を行う。
合 計	68 (56)	

(注) ( )内は前年度の数値である。

4 障害のある者への配慮 4.2 試験時における障害のある者への配慮 4.2.5 今年度からの新たな配慮

県市名	実施の有無	今年度からの新たな配慮
01 北海道	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
02 青森県		
03 岩手県		
04 宮城県	○	受験資格について、身体障害者手帳(1～6教)の交付を受けている者に加えて、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている者を追加した。また、「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
05 秋田県	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
06 山形県	○	志願資格について、身体障害者手帳の交付を受けている者に加えて、療育手帳などの知的障がい者であることの判定書の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を追加した。また、「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
07 福島県	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
08 茨城県	○	志願資格について、精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている者を追加した。また、「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
09 栃木県		
10 群馬県		
11 埼玉県		
12 千葉県	○	本年度より、精神障害者も対象になったことから、精神的に落ち着かなくなった時のために別室(落ち着くまで待機)を準備した
13 東京都		
14 神奈川県		
15 新潟県		
16 富山県		
17 石川県	○	特別選考「障害のある受験者を対象とした選考」を新たに実施し、「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。 必要に応じて実技試験等の一部又は全部を免除する。
18 福井県		
19 山梨県	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
20 長野県		
21 岐阜県	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
22 静岡県	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
23 愛知県		
24 三重県	○	英語リスニング試験において、スライド表示に代替
25 滋賀県		
26 京都府		
27 大阪府		
28 兵庫県		
29 奈良県		
30 和歌山県	○	視覚障害のある人に対して、必要であれば拡大読書器の持ち込み又は貸し出しを始めた。 「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
31 鳥取県	○	実技試験時の画面による指示
32 島根県	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
33 岡山県		
34 広島県		
35 山口県		
36 徳島県	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
37 香川県	○	障害者を対象とした「特別選考Ⅱ」において、「介護者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」の文言を削除し、身体障害者手帳に加え、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を受験資格とした。
38 愛媛県	○	志願資格について、身体障害者手帳の交付を受けている者に加えて、療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を追加した。また、「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
39 高知県		
40 福岡県		
41 佐賀県		
42 長崎県	○	・選考については、一般選考とは分けて行う。 ・「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
43 熊本県		
44 大分県		
45 宮崎県		
46 鹿児島県	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
47 沖縄県		

【令和２年度（令和元年度実施）公立学校教員採用選考試験】

県市名	実施の有無	今年度からの新たな配慮
48 札幌市	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
49 仙台市	○	出願要件から、「自力による通勤及び職務遂行が可能である者」という要件を削除した。
50 さいたま市		
51 千葉市	○	本年度より、精神障害者も対象になったことから、精神的に落ち着かなくなった時のために別室（落ち着くまで待機）を準備した
52 横浜市		
53 川崎市		
54 相模原市	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
55 新潟市		
56 静岡市	○	・「障がい者を対象とした選考」種別を新たに設置。 ・受験者資格から、「自力により通勤ができ、介助なしで職務の執行ができる」を削除。
57 浜松市		
58 名古屋市		
59 京都市		
60 大阪市		
61 堺市		
62 神戸市	○	特例措置選考（障害者特別選考）を本年度から実施。
63 岡山市		
64 広島市		
65 北九州市		
66 福岡市	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
67 熊本市	○	「自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者」を受験資格から除いた。
68 豊能地区		
合 計	28 (2)	

(注) ( )内は前年度の数値である。